

## 会 議 の 要 旨 ( 議 事 録 )

会議の名称	第1回 鳥栖市人権擁護審議会		
開催日時	平成30年10月15日(月) 10:30~11:50	開催場所	特別会議室
出席者数	委員 11人 事務局 4人	傍聴人数	0人
議 題	(1) 鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針の改訂について (2) その他		
配布資料	(1) 鳥栖市人権擁護審議会次第 【資料1】 (2) 鳥栖市人権擁護審議会委員名簿 【資料2】 (3) 鳥栖市人権教育・啓発基本方針(改訂)について 【資料3】 (4) 鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針(改訂)(概要版) 【資料4】 (5) 鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針改訂における施策体系資料 【資料5】 (6) 鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針(改訂)スケジュール 【資料6】 (7) 鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針(改訂)(素案) 【資料7】 (8) 鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針 【資料8】		
所 管 課	(課名) 社会福祉課 (電話番号) 85-3553		

## 第1回鳥栖市人権擁護審議会議事録

1 開会 事務局（社会福祉課長）

2 委嘱状の交付 委員については【資料2】参照

3 委員紹介 委員については【資料2】参照

4 副市長あいさつ

- ・ わが国では法律や基本計画により人権問題の解消に向けて積極的な施策の推進が行われてきたが、社会情勢の変化に伴い、各人権課題は複雑化、多様化してきており、いまだに人権侵害が存在している。
- ・ 鳥栖市でも基本計画により施策の推進を図ってきた。今年度は現方針の策定から10年を経過し、社会情勢の変化等、新たな人権に関する法律に対応し、昨年度見直しが行われた佐賀県の基本計画と整合を図り、各種人権課題の解消を目指すため、基本方針の見直しを行う。
- ・ 人権教育・啓発の推進にあたっては、皆様のご協力ご支援が必要ですので、よろしくお願い致します。

5 会長及び副会長の選任

6 議題

(1) 鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針の改訂について  
事務局より資料説明

〈質疑応答〉

委員	「女性に関する問題」について、DVやパワハラといった問題があり、女性だけでなく男性が女性から被害を受けるということもある。目指しているのは男女平等ということかと思われるが、市には具体的な目標があるのか。
事務局	「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」の基本目標を踏まえ、素案P21《現状と課題》、《施策の方向》を記載している。これらが具体的な目標となる。
委員	素案P41「性的指向・性自認等に関する問題」の「LGBTs」の表記では、市民には理解しにくいと思う。用語の説明は巻末等でなされると思うが、《現状と課題》の4つ目の○の内容を膨らませて「LGBTs」の説明を加え、最初に移動させてはどうか。また、素案P8「①子どもの健やかな育ちを支える」中にある「給付量」は待機児童対策ということで受け入れの枠を広げようということだと思われるが、市民には分かりにくいので表現を変更したほうがよいと思う。
会長	事務局は次回までに検討してください。
委員	「LGBTs」についての対応は、学校でも取り組みを行っている。素案P42《施策の方向》では、学校以外の施策の表記が少ない。佐賀県DV総合対策センターの表記はあるが、学校教育後の施策が少ないと感じる。学校以外の施策についても内容を追記したほうがよい。
事務局	担当課と協議しながら検討させていただきたい。
委員	素案P27「(8)子どもの貧困対策」については総合的に取り組みことが今後は大事になってくると思う。連携先についてももう少し具体的な内容を追記するなど、本文の内容を広げて（増やして）ほしい。
委員	こちらの立場から言うと、いじめは大変気になる問題である。いじめ問題について現

	基本方針を大きく改訂されており、学校現場の取り組みの追記もされていて現方針よりもよくなっていると思う。素案 P26 の「(6) いじめ問題への取り組み」の 2 つ目の○が重要だと思われるので、具体的な取り組みを追記してほしい。
事務局	担当課と協議しながら検討させていただきたい。
委員	素案 P17 「(6) 相談・支援体制の充実」とあるが、最近(問題への対応後に)依頼先へ報告してもその(結果の最終的な報告がない)まま終わってしまうこともあるので、支援体制の横のつながりを明確にしてほしい。また、支援者が対応できないままになっているケースもあると思われるので、よろしくお願ひしたい。
事務局	今お話しいただいたことは、子どもから高齢者まで該当するということか。子どもについては保育所やこども育成課、高齢者は民生委員や社会福祉課などで長期的に対応しているケースもある。素案について、どのような表現が適切と思われるのか。確認したい。
委員	お話しなかったことは、問題が起きたときだけ言われて、こちらが対応しても、結果の報告がない場合もあるので、横のつながりのある体制づくりが必要ということだ。
事務局	事務局でも検討するが、いい知恵があれば教えていただきたい。
委員	素案 P44 「(2) 学校における情報教育の推進」について、ここに書いてあるとおおり、学校ではインターネットによる影響について教えている。また、PTA でも啓発をしっかりやっていただいて、最も大切なのは家庭(保護者)の啓発なので、追記していただきたい。
事務局	家庭や PTA についても追記する場合、項の名称の変更も考えられるので、教育委員会と協議し、内容を検討させていただきたい。
委員	スマホの取り扱いについての対策は小学校でも行っているが難しい。
委員	スマホの問題は中学校でも同様である。
委員	学校の先生は何人もの子供と接している。子供と向き合う時間を確保することが大切だと思う。子供の健全育成への責任は保護者にある。スマホを保護者が子どもに簡単に渡してしまうことが悪影響になっている。スマホの問題の解決には、保護者にどのように向き合っていくかということが大切だと思う。
委員	昨年から中学校でも保護者への啓発資料にはスマホは不要と記載している。家庭で必要な場合は、家庭での管理をお願いする内容で、全員へ配布している。新入生説明会でも同様の説明を行った。保護者は昔と違って皆さんスマホの様々な機能についても熟知している。このような保護者に対して啓発するものがあると思う。
委員	中学校でもスマホの取り扱いについては講演会などを実施していただいている。小学校はやっていないところもある。保護者向けや高齢者向けのものもまちづくり推進センターなどで実施しているが、手ごたえがない。 新聞に、日本の食生活がスマホにより変化しているという記事があった。スマホを使うと手が汚れる等の理由から、お菓子を箸で食べる子供が増え、チョコレートの売り上げが下がっているというもので、スマホは日本の食文化に対しても悪影響を及ぼしている。

委 員	先ほど委員がおっしゃられた横のつながりについて、相談員に対して話をさせていた だきたい。
委 員	スマホの取り扱いに関する講演会等へ参加する機会があるが、話を聞いてほしい保護 者の参加は少ないと感じる。
委 員	SNS 等の問題を抱えた子どもの親は、子どもを攻撃した相手を特定してほしいと いう。ネット上に書かれたことは消えないし、いつまでも心の傷が癒えないので、 カウンセリングを紹介するようにしている。このような保護者がどのように向き 合えばいいのかというところに切り込んでいければいいと思う。保護者がスマホ について理解して、子どもとルールを決めるのがいいと思う。
委 員	子どもの貧困に関連してお尋ねしたいが、「子ども食堂」は鳥栖市内のどちらに、 いくつくらいあるものなのか。子どもの貧困と言われているが、本当にそのよう な状況を把握されているのか。
事務局	市内にいくつあるのか数の確認はしていないが、実施されているようだ。
委 員	市内の小校区の公民館で実施されていると聞いたことがある。
委 員	子どもの貧困は対応が難しい。主にソーシャルワーカーが対応している。学校で は、休み明けに痩せている等の情報は把握するようにしている。調査して把握し たいがデリケートな問題なので難しい。
委 員	毎月、嘱託委員会や民生委員の定例会でお話しさせていただいているが、貧困の問 題に関しては地域で気づいて対応していただいている部分が大きいと感じてい る。市のこども育成課や社会福祉課に親の支援を行っていただいているケースも ある。学校はそこまでの対応はできない。
会 長	子どもの貧困については、文言を追記するよう事務局は検討していただきたい。
会 長	他にご意見もないようですので、次の議題へうつります。内容について疑問点等 あれば、事務局までお尋ねいただきたい。

(2) その他

事務局より次回の日程について説明

7 閉 会